

請願第 83号

平成26年 6月 2日

川崎市議会議長 浅野文直様

高津区

新作第二自治会

ゴールドクレスト社が、アセス逃れ開発の渦中で行った「A区画
開発時に公園を作る」との約束を守らせる指導を求める請願

請願項目

まちづくり局が、環境局と連携をとりながら(株)ゴールドクレストに対し、「総合調整条例」手続中に回答した、「A区画開発時に公園を作る」との約束を守るよう市として強く指導してください。

請願の理由

2006年（平成18年）、(株)ゴールドクレスト（以下ゴ社という。）が高津区新作5丁目の旧ニコン社宅跡地（A、B、C、Dの4区画）に発表したマンション建設計画をめぐっては、悪質な「アセス逃れ」だとする批判、非難が噴出し、大問題となったことは記憶に新しいところです。

市議会においても、4度にわたって請願・陳情の審査が行われ、いずれも採択、趣旨採択をしていただきました。審議の中では、各市議会議員も「これほど露骨なアセス逃れは見たことがない」と率先して厳しく追求されたこと、環境評価室職員が「やりやがったなど、悔しい思いをした」と心情を吐露するなど、異例の展開となりました。ゴ社に対する議会挙げての非難の意思表示に押され、行政もまちづくり局、環境局の両局長が、ゴ社を呼んで直接指導する事態となりました。

しかし、ゴ社はこうした議会、行政、市民挙げての批判に一切耳を傾けるこ

となく、アセスを行わないまま、B、D区画のマンション建設を強行したのです。市も当時のアセス逃れ防止条項（複合開発事業）の限界を認め、規制を厳格化するアセス条例の規則改正を行うに至りました。

ゴ社はその後、最大面積のA区画を残したままC区画のマンション建設計画を発表しました。新作第二自治会、周辺住民は、せっかく規則改正まで行ったのだからA区画と一体でアセス手続を行わせるべきだと主張しましたが、環境評価室は、ゴ社がA区画の具体的計画を発表しない限りアセスをやれとは言えないという見解を変えませんでした。このため、C区画単独で「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」の手続が始まってしまいました。

総合調整条例の定めに沿ったやり取りが進む中、ゴ社は、「残りのA街区に公園を作る」との住民側の要望に対し、平成22年4月9日付けで、「計画が具体化の際は、川崎市環境評価室と十分に打合せを行い、御要望に応えます」と回答を行いました。

新作第二自治会、周辺住民は、この回答を勝ち取ることで、長く続いた紛争に終止符を打つことを決断しました。また、C街区のマンション建設について住民側は、抗議ののぼり旗を撤去し、特に反対運動も行いませんでした。

今年になってゴ社が残されていたA区画について新たなマンション計画を発表しました。ところが、示された建築計画には、約束していた公園が全く入っていなかったのです。4月11日、12日のアセス説明会の席上、約束違反を追及する住民に対して、想像を絶するあきれた言い逃れに終始し、参加者の怒りに火に油を注ぐような態度に終始しました。

「A街区建設時に公園を作ります」という住民との約束は、単なる「民・民」の約束ではありません。総合調整条例という公式手続上でなされたものであるばかりでなく、一連のアセス逃れ問題の決着を図る意味合いを持っていたのです。A区画の計画が出てこない限り、アセスをやらせることはできない、という評価室の態度の歯止めとして、A区画に手を付けたときにはせめて公園を作らせるという解決を図ったのでした。ゴ社の回答書に「計画が具体化の際は、環境評価室と十分に打合せを行い」と書かれているとおり、評価室の関与を明言させることで、約束の公的性格をはっきりさせ、実行に担保性を持たせたのでした。

したがって、ゴ社の態度は、単に新作第二自治会及び周辺住民に対する約束違反にとどまらず、行政と、そして4度の採択、趣旨採択を決議いただいた市議会に対する背信と言わざるを得ません。

旧ニコン社宅があった時代には、現在の新作高ノ免公園と一体的に誰でも利用できるプレイロットが社宅敷地内に設けられていました。ゴ社が社宅跡地を購入後、プレイロットは仮囲いの中に取り込まれてしまいました。新作5丁目は、子育て世代が急増しており、子育て支援や防災の観点からも公園の拡大は地元の切実な要求となっています。

紹介議員

吉	沢	章	子
後	藤	晶	一
岩	隈	千	尋
石	田	和	子
小	川	顕	正